

シニア運航乗務員の賃金制度に関する協定書

ANAウイングス株式会社（以下、会社という）とANAウイングス乗員組合（以下、組合という）とは、シニア運航乗務員の賃金制度に関する取り扱いについて、以下のとおり協定する。

1. 賃金の種類賃金の種類は次のとおりとする。

- (1) 嘱託料
- (2) 飛行時間手当
- (3) 深夜勤務割増手当
- (4) 深夜変動手当割増
- (5) 勤務割増手当
- (6) 特別勤務割増手当
- (7) 別居手当
- (8) 日曜日・祝日出勤手当
- (9) シニア運航乗務員特別功労金
- (10) 通勤補助費
- (11) 住宅手当
- (12) レグ手当

2. 賃金形態

シニア乗員の賃金支払い形態は、別段の定め（日割計算、時間割計算）がある場合を除き、原則として月給制とする。

3. 嘱託料

次のとおり月額で支給する。

	通常勤務型	少日数勤務Ⅰ型	少日数勤務Ⅱ型	少日数勤務Ⅲ型
機長	712,000円	630,700円	534,000円	462,800円
副操縦士	509,000円	450,900円	381,800円	330,900円

ただし、欠勤及び無給の特別休暇を取得した場合は、次の算式により嘱託料の減額を行う。

- (1) 通常勤務型の場合
嘱託料×欠勤期間及び無給の特別休暇日数／21日
- (2) 少日数勤務Ⅰ型の場合
嘱託料×欠勤期間及び無給の特別休暇日数／18日
- (3) 少日数勤務Ⅱ型の場合
嘱託料×欠勤期間及び無給の特別休暇日数／14日
- (4) 少日数勤務Ⅲ型の場合
嘱託料×欠勤期間及び無給の特別休暇日数／11日

4. 飛行時間手当

- (1) 飛行時間1時間あたり、下記の手当を支給する。

機長資格を有する者	11,000円
-----------	---------

副操縦士資格を有する者	7,150円
-------------	--------

(2) 便乗時間及び訓練期間中における飛行時間は支給対象外とする。

(3) 分単位の端数は、1分単位の時間割計算により支給する。

5. 深夜勤務割増手当

(1) 勤務時間が深夜勤務（22時から翌5時まで）に定める時間帯にかかる場合は、次の算式により深夜勤務割増手当を支給する。

① 機長資格を有する者

$3,100円 \times \text{深夜実勤務時間の月間合計時間数}$

② 副操縦士資格を有する者

$2,000円 \times \text{深夜実勤務時間の月間合計時間数}$

(2) 分単位の端数は、1分単位の時間割計算により支給する。

6. 深夜変動手当割増

深夜時間帯(22時から翌5時まで)に乗務した場合は、次の算式により、深夜変動手当割増を支給する。

$\text{支給額} = \text{飛行時間手当単価} \times 0.35 \times \text{深夜乗務時間数}$

なお、上記飛行時間手当単価は機長資格操縦士、副操縦士資格操縦士それぞれの資格に応じた単価を適用のこととする。

7. 勤務割増手当

勤務実績が勤務割発表時の勤務時間を延長した場合は、勤務時間8時間まで次の算式により手当を支給する。（本手当は時間外労働の意味合いを包含する。）

(1) 支給額

$\text{支給額} = A \times B$

$A = (\text{嘱託料} + \text{住宅手当}) / 162 \times 1.0$

$B = \text{当日の勤務変更後の勤務時間数} - \text{勤務割特定発表時の勤務時間数}$

※少日数勤務Ⅰは算式分母162を139に、少日数Ⅱ型は107に、少日数勤務Ⅲ型は82に置き換える。

8. 特別勤務割増手当

(1) 連続する1回の勤務が8時間を超えた場合、次の算式により特別勤務割増手当を支給する。

① 機長資格を有する者

$11,800円 \times \text{連続する1回の勤務が8時間を超えた実勤務時間の月間合計時間数}$

② 副操縦士資格を有する者

$7,800円 \times \text{連続する1回の勤務が8時間を超えた実勤務時間の月間合計時間数}$

(2) 分単位の端数は、1分単位の時間割計算により支給する。

9. 別居手当

別居手当の支給対象者に対し、月額55,000円を支給する。

10. 日曜日・祝日出勤手当

日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日および12月29日から1月3日までの期間に勤務した場合は、日曜日・祝日出勤手当を次の各号により支給する。

(1) 支給額

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日および12月29日に勤務した者に対し、勤務一暦日（00:00～23:59）につき500円を支給する。
- ② 12月30日、31日、1月1日、2日、3日に勤務した者に対し、勤務一暦日（00:00～23:59）につき5,000円を支給する。

(2) 併給関係

12月30日から1月3日までの期間に勤務した場合に支給される本項の手当は、それ以外の日に勤務した場合に支給される本項の手当とは併給しない。

11. 退職金

退職金は支給しない。

12. シニア運航乗務員特別功労金

- (1) 通常勤務型、少日数勤務Ⅰ型、少日数勤務Ⅱ型、主日数勤務Ⅲ型ともに、契約回数毎に定めた下記の金額を累積し、原則として最終の契約満了時に一括支給する。
- (2) 暦月すべてを欠勤した場合は、欠勤した暦月に応じて、下記の算式により月割計算する。
$$\text{契約回数による金額} \times (12 - \text{欠勤した暦月}) / 12$$
- (3) 契約期間の途中で退職する場合は、下記の算式により月割計算する。
$$\text{契約回数による金額} \times \text{当該契約期間中の在籍暦月数} / 12$$
- (4) シニア運航乗務員特別功労金

契約回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目
金額	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
累積額	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円	120万円	140万円	160万円

ただし、最終の契約満了時に一括支給する形態とする。なお、税法上は退職金扱いとなる。

13. 通勤補助費

別に定める「通勤に関する協定書」による。

14. 住宅手当

住宅手当は次に定める月額を支給する。

(1) 支給額

	東京地区	その他地区
家族を有する世帯主	36,000円	16,000円
上記以外	21,000円	11,000円

なお、会社の手配した施設（寮等）に入居している場合は支給しない。

運航乗務員の居住にかかわる特別な取扱いの適用者については、勤務地区によらず居住地区の支給額を支給する。

(2) 家族を有する世帯主の定義

「家族を有する世帯主」とは、家族手当の支給における、扶養家族と同一の者または配偶者を有する世帯主とし、「世帯主」とは同一世帯において最も収入が多い者とする。

(3) 申請・認定

- ① 手当を受けようとする社員は、所定の申請書に証明書類を添付し、遅滞なく総務部長に提出し、認定を受けるものとする。
- ② 手当の対象となっている家族がその要件を欠いた場合は、直ちに所定の申請書により総務部長に届け出なければならない。なお、その変更事由発生の翌月から支給額を調整する。
- ③ 会社は必要に応じて、支給対象要件を満たしているか否かの証明書類の提出を求めることがある。その際には速やかにこれに応じなければならない。

(4) 支給始期、終期

手当の支給基準日は、毎月1日現在とし、14(3)に規定する所定の申請書を受理した場合は、その翌月より支給又は、事由発生の翌月から支給停止する。

(5) 支給額の変更

- ① 支給額の減額
家族を有しなくなった場合は、事由発生の翌月から支給額を減額する。
- ② 支給額の増額
家族を有し手当の増額を申請する場合は、申請書を受理したその翌月より支給額を増額する。

(6) 不当に支給を受けた場合の処理

所定の届出を怠り又は虚偽の申請を行い、不当に手当の支給を受けた場合は、すでに支給した手当を（割増賃金の基礎額として算入された部分も含む）遡及して返還させる。

15. 支払の方法及び控除

賃金は通貨により、直接本人にその全額を支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金又は貯金口座への振込みによることができる。また、次に掲げるものは賃金より控除する。

(1) 法令に基づくもの

- ① 源泉課税の所得税及び地方税
- ② 健康保険料
- ③ 介護保険料
- ④ 厚生年金保険料
- ⑤ 雇用保険料
- ⑥ その他法令に基づき控除するもの

(2) 労働者との書面協定によるもの

- ① 共済会費
- ② その他別段の定めがあるもの

16. 支給日

賃金は毎月25日に支払う。

ただし、支払日が土曜、日曜又は祝祭日及び銀行休業日にあたる場合は前日に繰り上げて支給する。

17. 特別払い

シニア乗員が退職し、又は解雇され、若しくは死亡したため、シニア乗員又はその遺族から請求があったときには、請求のあった日から7日以内に賃金を支払う。

18. 非常時払い

シニア乗員又は、シニア乗員の収入により生計を維持するものが、次の各号の一に該当するとき、その費用に充てるためシニア乗員から請求があった場合は、16（支給日）にかかわらず、その都度既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産、結婚、葬儀等のあるとき。
- (2) 災害を蒙ったとき。
- (3) 負傷、疾病のため療養するとき。
- (4) やむを得ないと認められる事由により1週間以上にわたって帰郷するとき。
- (5) その他特に必要があるとき。

19. 契約開始、契約終了、契約解除等の場合の日割計算

月の途中の契約開始、契約終了、契約解除等行われた場合は、嘱託料・別居手当を下記の算式により日割計算する。

嘱託料・住宅手当・別居手当×当該月の在籍日数/当該月の暦日数

20. 出勤停止の場合の賃金

出勤停止の懲戒を受けた場合は、嘱託料・別居手当のうち、当該対象日数分を下記の日割計算によって減額する。

嘱託料・住宅手当・別居手当 × 当該月の出勤停止日数／当該月の暦日数

21. 計算期間

- (1) 嘱託料・別居手当の計算期間は、支給月当月1日から末日までとする
- (2) 前項以外の手当の計算期間は、別段の定め（日割計算、時間割計算）がある場合を除き、支給月前月の1日から末日までとする。

22. 届出の締切日

賃金計算に必要な各種届出の締切日は前月末日とする。

23. 年次有給休暇及び有給特別休暇期間中の賃金

年次有給休暇及び有給特別休暇期間中は、嘱託料、時間給、別居手当、シニア運航乗務員特別功労金の支給控除はしない。

24. 健康保険法に定める傷病手当金との関係

健康保険法に定める傷病手当金を受けられる期間の賃金については、支払わない。

25. 公傷期間中の賃金

労働者災害補償保険法の休業補償給付を受給できる場合、その期間の賃金は支払わない。

26. 第三者加害行為により賃金の賠償を受けた場合の取扱い

第三者加害行為で傷病により欠勤した場合、その第三者により賠償を受けた範囲内の賃金は支払わない。

27. 支払額の端数処理

賃金の計算にあたり、各賃金項目の支払額に1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げる。

28. 赴任旅費

別に定める国内旅費規程による。

29. レグ手当

機長・副操縦士に対し、1レグ当たり以下の単価を定め、毎月のレグ実回数を乗じて支給する。

機長資格操縦士	1,900円
副操縦士資格操縦士	1,140円

30. 有効期限

- (1) 本協定の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。
- (2) 期間満了の1か月前迄に、会社または組合より文書による通知がない場合には、同一条件にて更に1年間本協定が延長され、爾後も同様とする。ただし、延長の場合は、2027年3月31日を越えないものとする。

2025年3月31日

ANAウイングス株式会社
取締役社長 江島 聖志

ANAウイングス乗員組合
執行委員長 鈴木 啓督